

# 全世界の3Mが 企業行動規範を徹底

## 3Mの企業倫理への取組み

毎年年初に、3M社の海外業務担当副社長より、当社の人事担当役員へ、社員に対して企業倫理遵守の徹底を図るようにとの電子メールが入る。

3M社の経営理念の「社会、自然環境を尊重する」という項目の中で、全ての法律を遵守し、規制に合致するか上回るようにする。事業運営のあらゆる面に、妥協のない正直さと誠実さを以てあたるとしている。

規範は、全世界の3M関係会社に適用される。また、3Mの企業行動規範および指針の重要な目的は、3Mは法律を遵守する倫理的な会社であるという世界的な名声を守り、高めるためのもので、名声を維持し高めることは、会社の将来の成功に極めて重要であるとしている。

全3M従業員は、関連する法と規範の遵守が求められている。行動に際して、●私がところうとしている行動は、正しいか ●私のところうとしている行動は、公衆の視線に耐えられるか ●私がところうとしている行動は、倫理を重んずる会社としての3Mの名声を守れるか——これらの質問に、はっきり「はい」と

答えられるようにした上で行動することを求めている。グレーな部分については、上司あるいは法務担当に助言を求めるようにしている。

3M社は、世界65カ国に系列会社があり、事業展開に際して、現地国の法や文化との整合性と、自らの企業行動規範の徹底を求めている。

## 住友スリーエムの 企業行動規範マニュアル

当社では、1993年11月に企業行動規範委員会が設置され、翌年7月にマニュアルを全従業員に配布した。40ページのマニュアルには、全世界の3Mに共通する目標や方針と、わが国の法律との関連性やチェックポイントが記述されている。方針のいくつかを例挙してみると、●独占禁止法に関する方針および遵守方針 ●利害の衝突に関する方針 ●経理および監査制度に関する方針 ●競合情報に関する方針 ●安全、健康および環境に関する方針 ●製品発表に関する方針 ●国際業務に関する方針 ●政府関係機関との取引に関する方針 ●政治活動に関する方針、などである。

当社の人事部、法務部および監査部は、マニュアル遵守のための啓蒙活動とチェックを行なうことが求められている。